

令和7年度広島県立佐伯高等学校通学費補助金のご案内

遠距離通学者に係る経済的負担の軽減を図るための制度です。

1 対象者

次の要件を全て満たしている生徒の保護者です。

- (1) 佐伯高等学校に通学するため、路線バスや鉄道等の通学定期券を購入していること。
- (2) 通学定期費の基準額(※)が6,000円を超えていること。

※基準額…最も経済的かつ合理的と認められる通常の通学の経路及び方法による最も低廉となる（6か月または1年）定期券の1か月分相当額（1円未満切捨て）

- (3) 他制度により、通学費の全部または一部の支給を受けていないこと。

※重複して通学費の支給を受けた場合は、補助金を返還していただきます。

2 補助額 ※主な申請例についての計算式です。

(1) 広電バス佐伯（津田）線のみを利用する場合

基準額－6,000円(100円未満切捨て)×定期券の通用期間に相当する月数

例) 宮内串戸駅から佐伯高校前までの広電バス学期定期（4月10日～7月21日）を購入した場合

基準額

バス 6か月定期券相当額 77,760円×1/6 = 12,960円 > 6,000円

1か月分の補助額

基準額 12,960円－6,000円 = 6,960円 ≒ 6,900円(100円未満切捨て)

交付額

6,900円×3か月分 + 6,900円×12/30 = 23,460円 ≒ 23,400円(100円未満切捨て)

(2) 広電バス佐伯（津田）線と、それ以外の公共交通機関を併用する場合

【広電バス】基準額－6,000円(100円未満切捨て)×定期券の通用期間に相当する月数 +

【その他公共交通機関】基準額×3/4(100円未満切捨て)×定期券の通用期間に相当する月数

例) 廿日市市役所前駅から佐伯高校前までの広電バス学期定期（4月10日～7月21日）と、古江駅から廿日市市役所前駅までの広電電車学期定期（4月10日～7月21日）を購入した場合

基準額

バス 6か月定期券相当額 77,760円×1/6 + 電車 1年定期券相当額 48,960円÷12 = 17,040円 > 6,000円 (バスの基準額：12,960円 電車の基準額：4,080円)

1か月分の補助額

バス 12,960円－6,000円 = 6,960円 ≒ 6,900円(100円未満切捨て)

電車 4,080円×3/4 = 3,060円 ≒ 3,000円(100円未満切捨て)

交付額

バス 6,900円×3か月分 + 6,900円×12/30 = 23,460円 ≒ 23,400円

電車 3,000円×3か月分 + 3,000円×12/30 = 10,200円 ≒ 10,200円

バス+電車 = 23,400円 + 10,200円 = 33,600円(100円未満切捨て)

※ 端数日数分については、1か月分の補助額×端数日数/30（100円未満切捨て）を補助します。

補助額の算定方法等で不明な点は、教育総務課へお問い合わせください。

3 申請手続

(1) 令和7年度分補助金交付申請期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

※補助対象期間も同様です。年度を過ぎての申請は受付できません。

(2) 提出書類

ア 補助金交付申請書

イ 定期券の写しまたは領収書

※通用期間・利用区間または区間運賃・金額が分かるものに限る。

ウ 学生証の写しまたは在学証明書 ※各年度初回の申請時のみ

エ 口座振替依頼書 ※初めて申請される方または変更がある方のみ

※ ア及びエは、佐伯高等学校または廿日市市教育委員会で配付しているほか、廿日市市ホームページでもダウンロードできます。

※ イについては、交通事業者及び購入方法によって提出いただくものが異なりますので、次の点に注意してください。

①広電定期券（モビリーデイズ）

・Webサイトで購入した場合

スマートフォンアプリのメニューから領収書を印刷し、提出してください。

・窓口で購入した場合

窓口で発行される領収書を提出してください。

※スマートフォンアプリ画面及びICカードでは、購入金額等が確認できないため、画面のスクリーンショット、またはICカードの写しでは申請を受付けることができませんので、注意してください。

②JR定期券（ICOCA）

・Webサイトで購入した場合（モバイルICOCA）

会員ページから領収書を印刷し、提出してください。

※スマートフォンアプリ画面には購入金額が表示されないため、画面のスクリーンショットでは申請を受け付けることができませんので、注意してください。

・窓口で購入した場合（ICOCA）

定期券の写しを提出してください。（窓口で発行される領収書には通用期間、区間が記載されないため。）

(3) 提出場所

佐伯高等学校または廿日市市教育委員会事務局教育部教育総務課

(4) 交付時期

交付の決定後、概ね1か月後に指定口座へ振り込みます。

※決定通知書をお送りします。

(5) そ の 他

休学、復学、停学または退学した場合や申請内容（住所、通学方法等）に変更があった場合、通学定期券の解約若しくは払戻しを受け、または他制度により通学費の支給を受けた場合などには、変更届の提出が必要です。

【問合せ先】〒738-8501

廿日市市下平良一丁目11番1号（廿日市市役所4階）

廿日市市教育委員会事務局教育部教育総務課

TEL 0829-30-9200（直通）